

うきは市告示第34号

令和3年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月24日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和3年3月5日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

組坂 公明君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懐 和明君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

櫛川 正男君

佐藤 裕宣君

中野 義信君

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月9日に応招した議員

---

○3月23日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和3年3月5日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年3月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第1号から議案第22号まで22件、発議第1号1件)
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度うきは市一般会計補正予算(第10号))
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険条例の一部改正について)
- 日程第9 議案第4号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第5号 令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第6号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第7号 令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第8号 令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第17号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第16 議案第22号 うきは市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 発議第1号 市長の専決事項の指定について
- 日程第18 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 予算特別委員会への議案審査付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第22号まで22件、発議第1号1件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第9 議案第4号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第5号 令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第7号 令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第8号 令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第17号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第20号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第16 議案第22号 うきは市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 発議第1号 市長の専決事項の指定について
- 日程第18 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 予算特別委員会への議案審査付託

---

出席議員（13名）

2番	組坂	公明君	3番	野鶴	修君
4番	竹永	茂美君	5番	岩淵	和明君
6番	鍮水	英一君	7番	熊懷	和明君
8番	佐藤	湛陽君	9番	上野	恭子君
10番	江藤	芳光君	11番	伊藤	善康君
12番	櫛川	正男君	13番	佐藤	裕宣君
14番	中野	義信君			

---

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君                      記録係長 宮崎 恵君  
記録係 加藤 裕介君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	田籠 正規君
総務課長兼浮羽市民課長			中野昭一郎君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
徴収対策室長	田尻栄三郎君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			白石 孝博君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	瀧内 教道君	生涯学習課長	井上 理恵君
自動車学校長	高木 慎君	総務法制係長	宮崎 哲工君
財政係長	江藤 良隆君	上下水道管理係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから令和3年第1回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に8番、佐藤湛陽議員、9番、上野恭子議員を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日から3月23日までの19日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月5日から3月23日までの19日間と決定しました。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。

12月28日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されていますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、高木市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本3月定例会は、新年度当初予算をはじめ、条例の改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけでありますが、昨年12月定例会閉会以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。

なお、皆様御承知のとおり、1月13日に福岡県が緊急事態宣言の対象区域となったことにより、うきは市としましても、多くの行事、イベント等を中止もしくは延期といたしました。また、緊急事態宣言は2月末をもって前倒し解除となりましたが、不要不急の外出、移動の自粛要請については継続されることから、今後も当面は同様の措置を取らざるを得ないと思われまますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第22号まで22件、発議第1号1件を上程します。

---

#### 日程第5. 市長の施政方針について

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の施政方針について、市長より説明がありますので、これを受けることにいたします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和3年第1回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

うきは市議会3月定例会の開会に当たり、3期目の市政運営に挑む私の基本的な考えを申し述べ、議員の皆様をはじめとする市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さきの市長選におきまして、無投票当選により、3期目の市政のかじ取りを務めさせていただくことになり、その責任の重大さを痛感しており、身の引き締まる思いであります。

昨年より新型コロナウイルスが世界で猛威を振るい、今年に入り、福岡県をはじめ11都府県に再度緊急事態宣言が発令され、営業時間の短縮や不要不急の外出自粛など、市民の皆様、事業者の皆様には多大な制約をお願いし、御協力をいただき、感謝を申し上げる次第であります。福岡県に出されていた緊急事態宣言は2月末で解除されましたが、いまだ収束の見通しが立たない状況が続いております。

政府は、新型コロナウイルス感染症への発症や重症化を防ぎ、国民の安全を図るため、自治体と連携して国民へのワクチン接種を始めました。うきは市としましても、浮羽医師会をはじめ地域の医療機関等と連携し、速やかに接種体制を構築していく必要があることから、2月1日に「うきは市新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置し、早期のワクチン接種が図られるよう、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は飲食業、宿泊業をはじめ、市内経済にも多大な影響を与えております。売上げ減少に苦しむ中小・個人事業者に対して、地方創生臨時交付金をはじめとする国・県の事業を積極的に活用し、支援事業を行うとともに、今後とも地域経済の好循環につながるよう、必要な対策を講じてまいります。

さて、ここで市政運営の基本方針について述べさせていただきます。

平成28年7月15日からの2期目の市政運営に当たりましては、これまでの間、「第2次う

きは市総合計画」「うきは市ルネッサンス戦略」「うきは市教育大綱」等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、様々な取組を進めてきたところでもあります。

しかしながら今日、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害への対応、若年層の人口減少対策、地域経済の活性化対策、デジタル化対策、縮小社会に対応した身の丈に合った行財政運営など、まだまだ大きな課題が山積しております。これらの課題につきまして、市民の皆様や企業をはじめとした各種団体の皆様とともに、その問題の所在を共有して、自律的かつ多様な主体との協働を図りながら、解決していくことが求められております。

また一方で、活力と魅力あるまちづくりを進めるに当たりましては、うきは市の地域としての価値をどのように創造して伸ばしていくかが大きなポイントだと考えております。地域にはそこにある「もの」——地域資源と、そこに住んでいる「ひと」しかいないのであり、そこをどうブラッシュアップしていくかが課題であります。

そして、今後のまちづくりは、地域にあるものを生かして自立していく「内発的発展」「地域力創造」へと変わらなければならないと強く思っているところであります。

このような基本方針の下、令和3年度における取り組むべく大きな動きとしては、次の6点があります。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスの感染防止対策の切札として、政府が期待する新型コロナウイルスワクチン接種が、医療従事者を皮切りにいよいよ始まりました。今後は65歳以上の高齢者の方、高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者等の方、60歳から64歳の方、そして16歳以上の住民の方に順次ワクチン接種が予定されております。しかしながら、ワクチンの供給量が当初想定より少なく、接種開始がかなり遅れる見通しであります。うきは市としましても、市民の安全を図るため、2月1日にいち早く「うきは市新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を立ち上げ、1日も早く希望される市民の皆様へのワクチン接種を行い、新型コロナウイルス感染防止に努めていきたいと考えているところであります。

次に、災害復旧事業対応についてであります。

令和2年7月の豪雨災害で被災した杭迫線（妙見橋）、長迫・盗人馬場線（長迫橋）の2つの橋りょう及び3路線の市道の災害復旧事業等を行い、早期の復旧・復興を目指します。

次に、市営住宅新高見団地についてであります。

令和元年度から進めていた新たな高見団地の建て替え事業であります。老朽化した高見団地と兎渡島団地を解体した跡地に、鉄筋コンクリート造り5階建ての新高見団地が今年の夏頃に完成する見込みであります。

次に、吉井学童保育所建て替えについてであります。

現在の吉井学童保育所は、老朽化が著しく、部屋が狭く密の状態であるため、新たに吉井学童保育所を建て替え、定員も51名から75名に増やし、学童保育所入所希望者の需要に応えていきたいと、このように考えております。

次に、旧浮羽町区域の過疎地域指定についてであります。

先月、浮羽町域が新たに過疎地域に指定される見込みとの新聞報道がありました。過疎地域は、人口減少が著しく、財政力の低い市町村が指定を受けるもので、この地域指定を受けますと、「過疎対策事業債」や国庫補助金の補助率のかさ上げ等の財政措置が受けられます。間もなく国会に議員立法で、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(案)が発議される予定ですが、法案が成立しましたら、「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する必要があります。この市町村計画に基づき、各種事業に取り組み、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化につなげていかなければならないと思っていますところでもあります。

次に、福岡県知事選挙についてであります。

病气療養しておられました小川洋福岡県知事が、今後、治療に専念するため、県議会議長に辞表を提出したところでもあります。このことを受けまして、福岡県知事選挙が令和3年3月25日に告示され、4月11日に投票が実施されることが急遽決定されました。新型コロナウイルスワクチン接種や新型コロナウイルス感染症対策など、業務が錯綜する時期ではありますが、福岡県知事選挙につきましてもしっかりと対応してまいります。

それでは、このような課題に対応すべき編成をしました令和3年度当初予算の概要について申し上げます。

令和3年度当初予算の編成に当たり、まずは新型コロナウイルス感染症対策を着実に実行し、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」「第2期ルネッサンス戦略」「第2次うきは市教育大綱」のスタートの年であることから、若年層の人口減少対策と地域経済の活性化を図る地方創生推進事業や災害復旧事業、新高見団地建て替え工事、吉井学童保育所建て替え工事など、一般会計予算総額で158億7,506万1,000円、対前年度で14億1,620万1,000円、9.8%の増となっております。令和2年度が市長選を控えた骨格予算であったため、肉づけ後の予算額153億2,996万円と比較して5億4,510万1,000円、3.6%の増となっております。

歳入では、市税は新型コロナウイルス感染症の影響などにより、前年度に比べ8,317万2,000円、3.0%減の27億2,772万8,000円を見込んでおります。また、新型コロナウイルスの影響により、地方譲与税で5,000万円の減、地方消費税交付金も同様に6,140万円の減を見込んでおります。地方交付税は、令和3年度地方財政計画において前年度を上回る水準が確保されましたが、令和2年10月に実施された国勢調査の結果が令和3年度

から反映されることから、当市におきましては、人口減少要因等により、前年度比8,000万円、1.7%減の46億7,000万円を見込んでおります。また、財源不足を補うための財政調整基金の取崩しは、令和2年度当初予算では5億円でありましたが、今年度は過去最高の12億3,000万円を計上いたしております。

こうした厳しい財政状況の中、今後も国・県の補助金や有利な起債など最大限活用して、引き続き財源の確保に取り組んでまいります。また、コロナ対策や災害復旧事業など、繰越予算が16億5,034万3,000円と例年より多くなっており、当初予算と合わせますと175億2,540万4,000円となります。新型コロナウイルス感染症対応独自支援策をはじめとする3月補正予算と合わせて、「13か月予算」として切れ目なく事業を推進してまいります。

加えまして、前段に申し上げました市政運営の基本方針を具現するために、令和3年度に取り組む重点施策6点について御説明を申し上げます。

まず1点目は、「新しい生活様式」を踏まえたまちづくりについてであります。

新型コロナウイルスの収束の見通しが見えない中、感染拡大防止と社会経済活動への支援が求められております。うきはでの暮らしは「新しい生活様式」そのものであると考え、アフターコロナ時代を見据えた移住促進として、農業を営みながら他の仕事にも携わる半農半Xというライフスタイルを提案し、中山間地への移住・定住を促進する「中山間地域半農半X推進事業」に取り組んでいきます。

4月から新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりますが、本来の自然免疫機能を高めていくためには、健康づくり、いつも申し上げてますが、6つの要素——運動、食事、休養、生きがい、絆、健診の視点が欠かせません。そのため特定健診の受診率向上や食育の推進などのこれまでの健康対策に加えまして、「健康増進対策事業」では、新型コロナウイルスとの同時感染を防ぐため、季節性インフルエンザの予防接種を拡充し、高齢者に加え、小・中学生の接種費用の助成拡充を行います。

また、市内地域資源を巡るサイクルマップを作成し、自転車を活用したまちづくりと運動促進を図る「サイクルツーリズム推進事業」にも取り組んでまいります。さらには、地域資源の活用を図るため、引き続き屋形古墳群の整備を進めていくほか、今年度は新たに流川地区「西の城古墳内容確認調査事業」に取り組みます。

2点目は、SDGs「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会づくりであります。

菅総理大臣は所信表明演説の中で、2050年までにカーボンニュートラルを実現し、CO<sub>2</sub>排出と吸収をバランスさせる「グリーン社会の実現」を目指すことを表明いたしました。SDGsは気候変動、環境問題への地球規模での危機感が高まる中、国連が2030年までに17の目標と169のターゲットの実現を図る取組で、各地で広がりを見せております。うきは市としまし

ても、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」の施策ごとにSDGsの17の目標のアイコンを明示しており、今後も取組を強化してまいります。

自然環境に恵まれたうきは市にとって、これからも自然環境を守っていく必要があります。

「うきはテロワール生物多様性調査事業」では、生態系を調査・分析することにより自然環境の保全を図り、地域活性化につなげてまいります。

最近は、「100年に一度」と言われる規模の自然災害が毎年のように発生しており、自然環境の保全とともに、防災・減災の対策が喫緊の課題となっております。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を定め、対象事業や地方財政措置の拡充を図っていく予定ですが、うきは市として、「うきは市国土強靱化地域計画」に必要な施策を盛り込み、国・県の補助事業や起債等を活用しながら、防災重点農業用ため池の整備や河川しゅんせつ工事など、防災・減災上、必要な対策を進めてまいります。また、支え合いのまちづくりでは、地域包括ケアシステムによる受皿づくりに引き続き取り組んでまいります。

3点目は、女性が輝くまちづくりについてであります。

人口減少を少しでも食い止めるためには、若年層の人口減少対策が急務となっております。うきは市としましては、特に女性の視点を置いたまちづくりを目指します。子育て中の女性を対象にした就業や起業に結びつくリカレント教育セミナー及び年少者を対象としたIT・プログラミングセミナーを実施する「女性起業・就業支援事業」を拡充して女性の活躍を支援してまいります。

「フルーツ王国」うきは市は、人口1万人当たりのスイーツ店舗数が日本有数など、近年スイーツの町としても脚光を浴びております。筑後吉井の美しい白壁の町並みと、スイーツ店などの新規店舗が次々と開店していく中で、市内を散策するお客様が増えてきております。筑後吉井グランドビジョンに示された「ウォーカブルな街道（歩きたくなるまちづくり）」を実現し、商店街の活性化を目指すべく「筑後吉井ウォーカブル未来ビジョンの策定」を行い、さらにうきは市の魅力度アップに努めてまいります。

また、「森林セラピー関係人口強化事業」では、セラピーガイドの幅広い活躍を目指して、香りの特徴や自然環境を深く説明できる人材育成にも取り組みます。全国に73か所ある国指定の装飾古墳のうち、うきは市内には実に全国の1割近い7か所の装飾古墳が存在しております。歴史ロマンあふれるうきは市として、近年の歴女ブームもうまくまちづくりに取り込みながら、女性視点のまちづくりに取り組んでいきます。

さらには、うきは市に移住・定住を促進するため、住宅家賃等を助成する「結婚新生活支援金」を最大60万円に拡充するほか、コロナ禍でも安心して出産ができる環境を整えるため、産婦人科などへの交通費を助成する「妊産婦応援タクシー助成事業」「小・中学生の季節性インフ

ルエンザ助成事業の拡充」など、結婚から出産、子育てまで一貫した支援を行ってまいります。

4点目は、地域経済の好循環を目指しての取組についてでございます。

経済産業省の「RESAS」のデータから地域経済循環率を高めていくことが地域経済の活性化に何よりも重要なことが分かってまいりました。中でも農業は、地域経済への貢献度が高く、うきは市の基幹産業でもあります。これまで同様、国・県の補助事業等を活用しながら、意欲ある認定農業者や農事組合法人等への引き続きの支援をしてまいりたいと思っております。また、雇用の創出とうきは市の将来の成長産業の育成を図るため、引き続き創業者支援にも力を入れてまいります。着地型観光を目標とする「DMO」の早期の登録を目指し、市内への誘客、旅行消費の拡大を図り、地域経済の好循環を目指してまいります。

新型コロナウイルスの影響から、県内や近場での観光、いわゆるマイクロツーリズムが注目されております。「マイクロツーリズム誘客多角化事業」で、メインターゲットとなる福岡都市圏からの誘客を図ってまいります。関係人口は、移住した定住人口でもなく観光に来た人でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指しますが、これからの人口減少対策、地域経済の循環を考える上で非常に重要であると考えております。「関係人口拡大デジタル統合化事業」では、うきはファンクラブの会員証アプリ開発と情報サイトとの連携・統合を進めます。また、「高校新卒マッチング事業」では、市内事業所を紹介してマッチングすることにより、市内での就職率向上に努めてまいりたいと思っております。

現在、長野橋架け替え工事、隈上川改修工事が行われておりますが、長野逆サイフォン——伏せ越しでございますが、この伏せ越しは長さが190メートル、深さ11メートルを超えるなど、日本一の規模を誇る近代土木技術の結晶であり、「長野伏せ越し周辺利活用検討業務」で長野水神社周辺の今後の利活用を検討し、五庄屋の功績を後世に伝えていかなければならないと、このように考えております。

5点目は、Society 5.0に向けた社会実装についてでございます。

人類はこれまで狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）を築いてまいりましたが、それに続くSociety 5.0は、サイバー空間——仮想空間と、フィジカル空間——現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の新しい社会——Societyを目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された概念でございます。

デジタル化は特に菅総理が進める施策の1つであり、「デジタル庁」の設置をはじめ、今後、強力にデジタル化が推進されていくものと思われまます。うきは市としてもデジタル化は避けて通れない重要な課題であると捉え、私をトップとするDX——デジタル・トランスフォーメーシ

ョン戦略のための本部会議を設置いたします。デジタル化の推進を加速化し、市民の利便性向上と業務の効率化を目指す「デジタル自治体推進事業」に取り組んでまいります。

うきは市では、教育のデジタル化を推進するため、他の自治体に先駆けて「ICT教育」を推進してまいりましたが、最新の指導者用デジタル教科書を整備するなど、GIGAスクール構想のさらなる充実を図るための「ICT教育推進事業」を推進してまいります。さらには「ペーパーレス議会システム」を導入して、議員の皆様お一人お一人にタブレットパソコンを配置することにより、執行部側のシステム導入と併せまして、将来のペーパーレス化、議会運営のさらなる効率化を目指してまいりたいと思っております。

最後の6点目は人材育成、新たな学びへの挑戦についてでございます。

学習指導要領の改定に伴い、令和2年度は小学校から、令和3年度は中学校から、令和4年度は高等学校と段階的に新しい教育——主体的、対話的深い学び、アクティブラーニングをはじめ、新しい教育に変わってまいっております。

うきは市としましても、令和3年2月に個別最適化された教育と協働的な教育による主体的・対話的で深い学びの実現、そして、時間や場所を超越した教育環境の下で、誰もが学習の幅を広げ、生涯にわたって学び続ける人づくりを2つの基本方針とする第2次教育大綱を定めました。幼い頃から楽しく英語に触れ、興味を持つため、保育園等の園児を対象に早期英語音感教育——リトミック教育を行う「豊かな心育成事業」に取り組むとともに、人生100年時代を見据えた「リカレント教育」による学び直しにも力を入れてまいります。

「社会問題解決プロジェクト事業」では、中小企業等が社会課題、つまり子育て、防災、介護等の課題を解決するための新しいサービス・技術・製品等に対する経費を助成し、事業所の活性化を図ってまいりたいと思っております。

また、市民の国際交流活動を支援する「異文化交流促進事業」にも取り組んでまいります。

「市職員の自己啓発支援事業」では、市職員の自律的・意欲的なグループ活動を支援し、潜在能力を引き出し、市職員の人材育成にも力を入れてまいりたいと考えております。

以上、令和3年度における市政運営の基本方針と重点施策等について述べさせていただきました。

先月、内閣府が発表した2020年10月から12月期の国内総生産——GDP速報値は、7月から9月期から3.0%、年率換算で12.7%増え、2期連続のプラス成長となったものの、2020年の通年では4.8%減と、リーマンショック以来11年ぶりのマイナス成長となりました。

反面、日経平均株価が、一時1990年以来の30年ぶりに3万円の大台を回復するなど、経済回復への期待が高まっておりますが、世界的な財政出動の拡大や金融緩和が株高を加速してい

る面もあり、過熱を警戒する声も上がっております。うきは市としましても、新型コロナウイルス感染症の影響で冷え込んだ市内経済の活性化を目指して、各種施策を講じてまいりたいと思いますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 施政方針の説明が終わりました。

---

### 日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今年も早いもので、2か月が経過をいたしました。寒さが厳しかった今年の冬も少しずつ気温が上昇し、各地から桜の開花の便りが届くのが待ち遠しい季節となってまいりました。

しかし、令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症が急速に世界へ拡大し、感染者数は令和3年2月末現在、世界全体で1億1,359万人を超え、亡くなった方は252万人に達しております。我が国におきましても、昨年1月16日に初めて感染者が確認されて以来、感染が拡大し、なかなか収束が見込めない中、12月には新規感染者の増加傾向が顕著となりました。

政府は、病床が逼迫する状態となったことから、1月8日から2月7日までの1か月間、昨年の4月発出以来、二度目の緊急事態宣言を東京と神奈川県、埼玉県及び千葉県首都圏に発しました。さらに1月14日には福岡県をはじめ7つの府県にも対象を拡大し、緊急事態宣言は11の都府県に広がりました。2月7日に11の都府県のうち栃木県が解除となり、緊急事態宣言は3月7日まで延長されました。その後、首都圏を除く大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県及び福岡県は2月28日に解除となりました。

日本国内の感染者数は、令和3年2月末時点で43万2,804人、亡くなった方が7,896人となっております。このような感染拡大の厳しい状況の中、海外において新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発が進み、先月から日本でも医療従事者に対し先行接種が始まりました。感染拡大収束の大きな希望となっているところであります。

今後は、65歳以上の方を対象に接種が始まります。この接種は市町村が実施することになっていることから、うきは市では、2月1日に、うきは市新型コロナウイルスワクチン接種対策室の専従チームを設置し、シミュレーションを行いながら、課題の整理と対策を検討しております。接種開始までにリハーサルを実施し、接種体制を構築し、円滑な実施に向けた準備を行っているところでございます。市民の皆様には、できるだけ多くの皆様にワクチン接種していただけるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

一方、我が国の景気に関しましては、日本銀行が1月14日に発出した地域経済報告によりますと、九州の景気は厳しい状態から持ち直しつつあるとなっております。しかし、2月15日に内閣府が発表した令和2年の国内総生産——GDP速報値は、物価変動の影響を除いた実質で、前年度比4.8%減少となりました。マイナス成長はリーマンショック後の平成21年以来の11年ぶりで、当時のマイナス5.7%に次ぐ戦後2番目の大きな減少となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大で、個人消費を中心に経済が大きく落ち込んだことが要因となっていることでもあります。

一方、令和2年10月から12月期の実質GDPは前期比プラス3.0%で、年率換算ではプラス12.7%であります。政府の景気対策を受けた国内消費が好調で、2四半期連続のプラス成長となっております。しかし、令和3年1月から3月期は、緊急事態宣言の再発出の影響でマイナス成長が危惧されているところであります。コロナ禍における経済活動は感染拡大につながることを懸念されることから、慎重な判断が求められます。今は国民一人一人が感染防止を徹底していくことが何よりも重要であり、そのことにより経済回復につながっていくものと思っているところであります。

このような経済情勢の中で、現在、国会では令和3年度予算の審議が行われております。地方財政関連予算では、地方が新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、新たな日常の実現に取り組むとともに、激甚化、頻発化する災害への対応のための防災・減災国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保できるための通常収支分として、地方交付税等の一般財源総額については、令和2年度を2,000億円上回る額が確保されているところであります。

また、平成27年度に創設されました、まち・ひと・しごと創生事業、地方創生に関する予算は、前年度より1億円多い1,053億円が計上され、地方創生推進交付金は同額の1,000億円となっております。また、15か月予算とも言われる令和2年度第3次補正予算では、地方創生拠点整備交付金500億円、地方創生テレワーク交付金100億円など626億円が計上されております。

このような経済情勢及び国の動きを受けまして、令和3年度から新たにスタートする「第2次うきは市総合計画後期基本計画」及び「第2期うきは市ルネッサンス戦略」、そして「第2次うきは市教育大綱」に位置づけられた事業を着実に実施し、活力と魅力ある地域づくりに向け、厳しい財政状況の中ではありますが、先ほど施政方針でも述べましたように、アフターコロナ時代を見据えた移住等促進、SDGs「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会づくり、若年層の人口減少対策、地域経済の好循環、Society 5.0に向けた社会実装、人材育成、新たな学びへの挑戦など、重要な課題について今後も取組を加速しつつ、引き続き事業を進めてまいります。

所存であります。

事業の実施に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら事業の推進を図るとともに、将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩るうきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件2件、予算案件12件、その他の案件8件の計22件となっております。

まず、議案第1号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正予算につきまして、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億603万5,000円とするものでございます。

歳入は、国庫負担金1億3,159万7,000円、国庫補助金4,019万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、衛生費では保健衛生費1億7,179万3,000円の増額補正を計上しております。

議案第2号は、うきは市国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市国民健康保険条例の一部改正を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第3号から議案第8号までは、令和2年度補正予算についてであります。

議案第3号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,021万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億1,581万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金1億712万8,000円、県補助金2,566万円、雑入1,490万円の増額補正と、負担金2,925万4,000円、国庫負担金5,228万1,000円、県負担金1,740万5,000円、基金繰入金3億2,570万円、市債2,640万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、衛生費では保健衛生費2,681万4,000円、商工費では商工費4,910万円の増額補正と、総務費では総務管理費1,036万8,000円、民生費では社会福祉費6,035万1,000円、児童福祉費1,275万円、生活保護等対策費5,550万円、土木費では河川費2,658万8,000円、住宅費1億1,489万4,000円、教育費では教

育総務費 2,000 万円、中学校費 2,010 万 7,000 円、諸支出金では特別会計繰出金 2,727 万 4,000 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 4 号は、令和 2 年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8,455 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 616 万 8,000 円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金 1,203 万 7,000 円の増額補正と、県補助金 1 億 8,483 万円、他会計繰入金 1,231 万 8,000 円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では療養諸費 1 億 7,490 万円、高額療養費 1,360 万円の減額補正を計上いたしております。

議案第 5 号は、令和 2 年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 712 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,420 万 9,000 円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料 782 万 8,000 円の増額補正と、他会計繰入金 1,495 万 6,000 円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金 562 万 6,000 円、予備費 150 万 2,000 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 6 号は、令和 2 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,825 万 3,000 円とするものでございます。

歳入は、財産運用収入 63 万 3,000 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、学校費では事業費 63 万 3,000 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 7 号は、令和 2 年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）についてであります。

資本的収入の額から 5,611 万 6,000 円を減額し 10 億 4,978 万 4,000 円とし、資本的支出の額から 5,611 万 6,000 円を減額し 10 億 5,004 万 6,000 円とするものでございます。資本的収入は企業債 5,611 万 6,000 円の減額補正を計上し、資本的支出は建設改良費 5,611 万 6,000 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 8 号は、令和 2 年度うきは市下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてであります。

予算総則において、資本的収入及び支出の補填財源の補正と、特例的収入及び支出の追加を行うものでございます。

続きまして、議案第9号から議案第14号までは、令和3年度当初予算についてであります。

議案第9号は、令和3年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比9.8%増の158億7,506万1,000円を計上いたしているものでございます。

歳入の主なものは、市民税10億3,378万3,000円、固定資産税13億7,601万1,000円、軽自動車税1億2,113万円、市たばこ税1億9,279万3,000円、地方揮発油譲与税3,000万円、自動車重量譲与税8,400万円、森林環境譲与税2,107万9,000円、法人事業税交付金1,807万6,000円、地方消費税交付金5億5,300万円、環境性能割交付金2,406万4,000円、地方特例交付金1,828万1,000円、地方交付税46億7,000万円、負担金1億1,758万2,000円、使用料1億229万4,000円、手数料4,476万1,000円、国庫負担金17億6,676万7,000円、国庫補助金5億524万1,000円、国庫委託金1,197万4,000円、県負担金6億3,157万7,000円、県補助金5億1,530万5,000円、県委託金6,252万4,000円、財産運用収入1億1,161万8,000円、財産売払収入1,300万5,000円、寄附金4億3,401万円、基金繰入金19億411万円、繰越金1億5,000万円、雑入3億943万8,000円、市債10億1,560万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,063万1,000円、総務費では総務管理費22億5,896万4,000円、徴税費1億6,782万円、戸籍住民基本台帳費9,439万1,000円、選挙費2,359万2,000円、監査委員費1,353万5,000円、民生費では社会福祉費26億4,136万8,000円、児童福祉費18億4,639万1,000円、生活保護対策費7億6,083万3,000円、衛生費では保健衛生費3億9,144万8,000円、清掃費6億2,657万2,000円、農林水産業費では農業費6億2,719万2,000円、林業費2億3,170万6,000円、商工費では商工費3億2,045万3,000円、土木費では土木管理費1億2,383万5,000円、道路橋りょう費2億1,168万1,000円、河川費7,594万7,000円、住宅費5億4,856万9,000円、消防費では消防費5億1,027万2,000円、教育費では教育総務費1億5,518万7,000円、小学校費4億1,473万1,000円、中学校費1億9,169万5,000円、社会教育費3億2,301万1,000円、保健体育費9,772万4,000円、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費2億7,225万6,000円、公債費では公債費14億2,503万3,000円、諸支出金では特別会計繰出金13億2,607万1,000円、予備費としては4,197万5,000円を計上いたしております。

議案第10号は、令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比1.2%減の37億8,360万7,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税6億9,659万7,000円、県補助金27億5,215万9,000円、他会計繰入金3億1,932万9,000円、基金繰入金1,000万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費9,351万4,000円、保険給付費では療養諸費22億9,021万2,000円、高額療養費3億5,191万6,000円、出産育児諸費1,260万7,000円、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分6億9,211万3,000円、後期高齢者支援金等分2億557万8,000円、介護納付金分8,723万1,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費2,655万4,000円を計上いたしております。

議案第11号は、令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比3.5%増の5億643万6,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億5,020万円、他会計繰入金1億5,522万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,283万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金4億8,513万2,000円を計上いたしております。

議案第12号は、令和3年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比6.3%減の1億3,254万7,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億71万7,000円、受託事業収入1,599万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費9,521万円、事業費3,285万8,000円を計上いたしております。

議案第13号は、令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきまして、収入6,807万6,000円、支出6,757万3,000円で、収支差引き50万3,000円となっております。

収入につきましては、水道事業収益では営業収益926万6,000円、営業外収益5,881万円を計上いたしております。

支出につきましては、水道事業費用では営業費用5,598万8,000円、営業外費用1,053万5,000円、特別損失5万円、予備費100万円を計上いたしております。

資本的収支につきましては、収入1億2,510万円、支出1億3,121万4,000円で、収支差引き611万4,000円の不足が生じておりますが、過年度分損益勘定留保資金25万円と当該年度分損益勘定留保資金586万4,000円で補填することといたしております。

収入につきましては、資本的収入では企業債1億2,510万円を計上いたしております。

支出につきましては、資本的支出では建設改良費1億2,514万3,000円、企業債償還金507万1,000円、予備費100万円を計上いたしております。

議案第14号は、令和3年度うきは市下水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきましては、収入16億2,563万5,000円、支出13億5,585万4,000円で、収支差引き2億6,978万1,000円となっております。

収入につきましては、下水道事業収益では営業収益4億7,597万7,000円、営業外収益11億4,965万8,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業費用では営業費用11億2,830万8,000円、営業外費用2億1,491万6,000円、特別損失63万円、予備費1,200万円を計上いたしております。

資本的収支につきましては、収入9,627万4,000円、支出7億6,731万1,000円で、収支差引き6億7,103万7,000円の不足が生じておりますが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、当該年度利益剰余金処分額により補填することとしております。

収入につきましては、下水道事業資本的収入では企業債3,640万円、補助金等4,905万6,000円、負担金等1,081万8,000円を計上しております。

支出につきましては、下水道事業資本的支出では建設改良費1億7,384万9,000円、企業債償還金5億8,236万2,000円、予備費1,110万円を計上いたしております。

議案第15号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定1件について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、字の区域の変更についてであります。

福岡県農村総合整備事業による持木地区の圃場整備において、区画整理に伴う字界の変更が必要となることから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、うきは市耐震改修促進計画の策定についてであります。

うきは市耐震改修促進計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の変更についてであります。

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画を変更することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。

田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、うきは市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

久留米広域市町村圏事務組合における久留米広域ふるさと振興基金が廃止され、構成自治体に対して債権の分配が行われることに伴いまして、うきは市地域振興基金条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号は、うきは市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、うきは市市道構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第7. 議案第1号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

最初に議案書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度うきは市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したので

報告し、議会の承認を求める。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページをお開きください。

専決第1号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。  
令和2年度うきは市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり定めること。令和3年2月5日。うきは市長高木典雄。

補正予算書をお開きください。補正予算書は専決第1号と左上に書かれたものでございます。それでは読み上げて提案をさせていただきます。

専決第1号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億603万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和3年2月5日。うきは市長高木典雄。

今回、専決処分をいたしました補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業関係経費を計上したものでございます。国が進める新型コロナウイルスのワクチン接種体制を整え、早急に市民の方にワクチン接種を行っていく必要があることから、2月5日の全員協議会で御説明させていただきましたとおり、地方自治法第179条の規定により、緊急を要するため、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

続いて、5ページをお開きください。「第2表 繰越明許費補正」でございます。

全額を翌年度に繰り越すものでございます。金額としては1億7,179万3,000円全額を繰り越すということでございます。

それから、14ページをお開きください。最後のページになります。給与費明細の会計年度任用職員の分でございます。増減がございましたので、報告をいたします。

職員数が8名、給与費として768万8,000円、共済費106万5,000円、合計で875万3,000円の増となっております。なお、詳細につきましては、歳出のところで所管のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私のほうから説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、歳入歳出についての説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） おはようございます。保健課でございます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。歳出のほうから御説明申し上げます。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算でございます。主なものを御説明いたします。

まず、1節報酬729万9,000円につきましては、ワクチン接種対策室に配置いたします事務職員、看護師、コールセンター職員の報酬でございます。

続きまして、12節、通信運搬費1,008万円は、今後市民の方へ接種券、クーポン券、それから予約案内、予診票を複数回送付する必要がございますので、その郵便料でございます。同じく12節新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料32万3,000円は、集団接種以外に医療機関等で個別接種を行う場合の国保連合会及び浮羽医師会に支払う事務手数料でございます。

続きまして、13節委託料のうち保健情報システム改修委託料503万8,000円は、現在、保健課のほうで使用しております健康管理システム、この中にコロナワクチン接種に対応する機能を追加するためのシステム改修費用でございます。今後発行いたします接種券も、このシステムを使って作成をいたします。続きましてその下、新型コロナウイルスワクチン接種委託料1億2,490万3,000円につきましては、市内2か所の施設で行う予定の集団接種、それから医療従事者、施設入所者、入院されている方、在宅の方など、今後、個別接種での対応も出てまいりますけれども、それらに係る委託料でございます。続きましてその下、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料729万6,000円は、集団接種会場2か所の接種機材の設営、撤去の業者委託料でございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料のうち、新型コロナウイルスワクチン接種会場用機材借上料654万7,000円は、集団接種会場で使用いたします機材、パーティション、椅子、ベッド、感染防止対策のためのビニールカーテンつりフレームなどのレンタル料でございます。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

まず、15款1項4目衛生費国庫負担金でございます。1億3,159万7,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として、ワクチン接種1回当たりの国の基準額2,277円掛け、うきは市の全人口約2万9,000人の2回接種分を計上いたしております。

続きまして、次のページをお願いいたします。12ページでございます。

15款2項3目衛生費国庫補助金4,019万6,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチン接種の主に準備に係る経費となります。人口規模により、うきは市のほうに割り当てられました金額の上限でございますけれども、4,019万6,000円を計上いたしております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

今、国会でも論議になっていますコロナウイルスワクチンの接種の進捗状況について、市民の皆さんも知りたいと思いますので、現状を教えてくださいたいと思います。

それから2点目が、13ページですが、会計年度任用職員の8名について、事務職、看護師、コールセンターと言われましたが、その内訳についてお尋ねいたします。

それから3点目が、13ページの一番下に備品等の購入がありますが、これは今回終わった後は保健課の所有するものというふうに考えていいのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 現在の進捗状況でございますけれども、市町村が実施いたします65歳以上のワクチン接種については、当初3月の中下旬というふうに接種開始時期が言われておりましたが、その後、4月1日以降ということになって、最終的には現在、4月12日からの接種開始になっております。

国のワクチンの供給が4月5日の週、最初の週に福岡県に1,000人分、それから次の12日の週、19日の週にそれぞれ5,000人分ということで、これが福岡県全体の供給量ですので、単純に人口で配分しても、うきは市にはほんのわずか、数人分とか数十人分しか配布の数はございませんので、国が全国一律にまずは500人分を配布する4月26日以降でないと、なかなかうちの場合は集団接種を中心にワクチン接種体制を組んでおりますので、4月26日以降に本格的な接種が始まるものと今、そういうところで準備をいたしております。

市民の方への接種券の送付についても、当初は3月26日ぐらいから5日間ぐらいの予定で郵送するようにしておりましたが、国のほうがワクチンの供給状況を見て、大体4月23日ぐらいまでに市民の方に届いてもらえればいいのではないかなという考えを示しておりますので、私のほうの発送時期も少しずらした形で、4月以降にずらしていくことになると思います。それと、それから具体的に日程が決まりましたら、予約の案内等も随時行っていくこととしております。

それから、3月の終わりと4月に入りまして、医師会のほうを交えたところのシミュレーション、予行演習を行う予定といたしております。

それから、会計年度任用職員の内訳でございますけれども、現在、事務職員が3名、それからコールセンターの職員の方が4名、また看護師は現在確保中でございますので、現在はまだ配置はいたしておりません。

備品関係については、基本的には保健課のほうか市役所のほうで、今後まだコロナ対策のほう

で使っていく予定になると思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、スケジュールを教えてくださいましたが、そのような広報をぜひお願いしたいと思っております。先日の回覧板で、保健課が出してあるスケジュール表というのを見ましたけれども、先ほどの説明でもかなり遅れているということですので、最新の情報、特に4月26日以降の分が具体的にできればお願いしたいと思っております。

それから、すみません、追加の質問ですが、5ページの繰越明許費が書いてありますが、先ほど言われました現在の会計年度任用職員の方が実際働いてありますが、それに対する報酬とか旅費とか手当というのは、どこから支出されているのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 先日、2月1日号で回覧ではなくて全戸配布でチラシを出させていただきました。現段階で分かるおおよそのスケジュールしか今回はお示しをすることができなかったんですけれども、原因は先ほど申し上げたとおり、ワクチンが確実に確保できる見込みが立たないと、なかなか日程も組めないということで、そういうことで大まかなスケジュールのみにさせていただきました。今度のチラシは第1号ということで配布をいたしましたので、今後、具体的なことが決まり次第、市民の方には随時お知らせしていく予定といたしております。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 会計年度任用職員の方につきましては、一応2月5日、専決いただいておりますので、そちらのほうからということで考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 若干お尋ねをいたします。

1つは、我々に現在提供いただいている接種計画についてですけれども、先ほども市長の施政方針及び説明の中でも遅れるというようなことも少しおっしゃったと思うんですけれども、今、具体的に最初の通知が4月入ってからということで遅れるということで今、伺いました。

歳入のところは、全人口の方が2回、接種できる金額で算定されたのは歳入として入ることですけれども、実施計画について、この前提示されておりましたけど、7月17日までにそれぞれ360人の、ずつになっていろいろ取り組もうということになってたと思うんですけれども、それが途中経過というか、こういう考え方でということのお示しだったというふうに思いますけれども、全体に、さっきので、先行接種から含めてどういうスケジュールになるのか、これについては、いつ頃までに分かるのかどうかというのが1点お尋ねしたいところであります。

そういう意味では、今回の会計年度任用職員の方、雇用されるということですが、これも基本は1年間の予算なのかどうかというのがよく分からないという。期間も含めてですね、ちよっ

とよく分からないんですけども、その辺についてもこの金額がどのくらいの期間の雇用条件なのかがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

それから、13ページの需用費の中で印刷製本費という44万円出ておりますけれど、これは多分広報のことだろうとは思いますが、どういう内容を計画されているかというのをお尋ねしたいと思います。

それからちょっと気になるのは、13節委託料のところ、情報システム改修ということで500万円ほど計上しておりますけれども、先ほどの説明の中で健康管理システムを改修していく、追加していくということであると思うんですけど、システムはもう、間に合っているということですか。それとも、予定どおり間に合うんですかね。その確認をしたいというふうに思います。

以上。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） その前に、先ほどの竹永議員からの質問の答弁で、間違った答弁をいたしておりました。チラシ配布は、2月1日ではなくて3月1日でございます。申し訳ございません。

それから接種計画については、もう、正直なところ、4月26日の週に間違いなく500人分のワクチンが各市町村に配布されるということが確認できれば、それ以降に——うちの場合、土曜、日曜、水曜、木曜、平日が1日増えまして週4日の接種計画になりますけれども、その中からこのワクチンの数に合わせて、接種日程を組んでいくことになると思います。これについては、来週にもまた医師会のほうと協議の場を持ちますので、その中で具体的な、今度は具体的な接種日程を決めていかなければならないと思います。一応先ほど議員おっしゃったように、7月までは先生方、土曜、日曜、水曜、木曜、先生方の配置はできているんですけども、実際にうちが接種を行う日にちというのはまだ決めておりませんので、その辺りを今から決めていかなければならないと思っております。

それから、今回のこの予算につきましては、事業としては、おおむね9月までの事業計画ということで、この予算は組んでおります。

それから、印刷製本費44万円については、これはワクチン接種の案内チラシを今後、市民の皆様様に複数回発行していくことになると思いますので、一応4万枚分の、全戸配布にすれば4回分のチラシということで予算は組んでおりますけれども、また随時決まり次第、新しい情報をお伝えしていくための予算でございます。

それから、システム改修についてはもう既に改修が済んでおりますが、これは現在使っている健康管理システムに接種者の方の情報を手入力で入力していく、従来からある保健課のシステム

になります。今、国のほうが全国の接種者数を即時で把握していくためのシステムとは全く別物で、それぞれの市町村が独自で持っている接種台帳を管理するシステムになります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ありがとうございます。ということは、9月までの雇用期間ということで想定しているということですね。それ自体はそれだけということですね。ただ、具体的に接種日程がまだ具体的に詰まってないので、その辺はまだ動くかもしれないということで理解すればよろしいですね。

そういう意味では、本来、当初2月5日だったかな、お示しいただいた連休を活用した連続的にこう、そこはある意味では前半のピークになっていたところが、そのようにきちんと動くかどうかということところが、数が入るかどうかが問題かなというふうに少し受け止めました。そういう意味では、特に市内の医療機関との非常に強い連携を持たなきゃいけないということもあるので、その辺をぜひ受け止めていただく先生方も併せて御協力いただけることをまた切に願っている所存であります。そういう意味では、スムーズにいくように願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、そういう意味では接種委託料というのがこの大きな金額になっているわけですが、もしよければ委託料の内訳というのが分かれば、どういう内訳になっているのか。資料で出せるものであれば出していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 今回、歳出として接種委託料という形で1億2,400万円組んでおりますけれども、中身は集団接種、それからこれから今月行われます、病院で行われる医療従事者の優先接種、それから今後、個別で病院とか高齢者とか障がい者の施設、それから在宅でかかりつけの先生が訪問診療で行う個別の接種、全て基準は国からの、先ほど歳入で説明いたしました負担金のほうで、お一人2,277円の接種者数で歳入は入ってまいりますので、これをうちがどういう形でお支払いするかなんですけれども、基本的には全て、例えば集団接種の場合は、お一人お一人で幾らでお支払いするのではなくて、おいでいただく先生の方に日額幾らという報酬という形で、執務するドクターとか看護師、薬剤師の方々にはそういう形でお支払いします。ところが、病院でとか施設で接種を行う場合は、その医療機関が行うわけですので、2,277円掛ける接種をした方の人数ということで、その形をどういう形で医師会のほうに今後お支払いするかについては、まだ今から、基本的には委託料という形で先生方にはお支払いをしたいと思うんですけれども、その辺りについてはまだ詳細は決まっておきませんので、また決

まり次第、お示しをしたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2点お伺いします。

再三スケジュール関係がまだよくつかめてないということで、繰越明許費ということで新年度のほうに繰り越されると。このワクチン投与がまだ来年度も延びた場合って、繰越しの繰越してあるのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。そういったことができるのか。

それと2点目が、備品購入費で購入されると思うんですけど、これはコロナワクチンによる備品で、その後、冷蔵庫やら何に使うのか。その後、何かレンタルでもよかったのかなという思いがするんですけど、じゃなくて何か今後もずっと、備品購入ということで購入なら持たないかんき、そういったところの活用ってどう考えられているのか、教えていただきたいと。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 組坂議員からの1点目の質問でございます。

今回、この分は国庫事業でございますので、基本的には繰越しはないということですが、それは国のほうが認めれば繰越しもあり得ますけども、現時点ではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 今回、予算として計上している備品購入費の内訳は、今、対策室のほうで使います事務用の机とか椅子、それからノートパソコン関係、それから薬品の保冷のための冷蔵庫、それから非接触式のサーモマネージャー、温度を測る機械ですね、それが内訳になりますけれども、冷蔵庫については、実際この期間、接種会場のレンタルもそうなんですけれども、長期間レンタルした場合、場合によっては買ったほうが安いものも出てまいります。冷蔵庫については、そういうことでレンタルといっても数か月というか、半年以上レンタルをしないといけなくなりますので、購入したほうが割安ということで、冷蔵庫については購入ということで考えております。

その後の使い道については、まだ今のところ考えておりませんが、もちろん内部で使っていくものになると思います。それ以外については、先ほど申し上げたようにコロナの対策、しばらくは続きますので、そういったところで活用していくことになると思います。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点目の件ですけど、法律的に問題はないのかと仰っていることで、国が決めきらんなら、しやなかちいうことで片づくものなのかをお伺いしたところでございます。国のほうでスケジュールがまた来年まで延びたということやったら、仮に法律が繰越明許費といったら、次必ずせなんか、ちょっと私は知りませんが、そういったのは問題ないのかと

伺っているところでございます。だから、国のほうがスケジュールがということで、法律が仮にあっても、曲げられるような形になるのか。そこ、法的には問題ないかという問いでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 基本的には9月までのスケジュールということでございます。国の補助事業でございますので、国のほうが繰越しの手続きをしてオーケーになればいいかと思えますけど、基本的にはできないのかなと思っております。繰越しも、いろんな災害とかで、例えば事故繰越しとかいう制度もありますので、現時点ではそこまで見込めないの御理解をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） 繰越しの関係についてでございますけれども、今回の繰越しについてはいわゆる明許繰越しということで、当然この時期の事業ですので、年度をまたがることは想定した形で予算が編成されております。

来年度の事業の実施につきまして、地域によっては予定内に終わらないところも出てくると思います。そういった場合については、財政法の43条に、支出が終わらない場合について、相当な理由がある場合については、いわゆる今、財政課長が申しあげました事故繰越しの制度がございますので、これは国の事業としてやっておりますので、そこは財務省の承認が必要ですが、それは計画的に行っていくものというように考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 今回のコロナの接種のお知らせは、普通のはがきでしょうか。それともポストエクスとか、こう、剥がすあれなのでしょう。どの形態なのかというのをちょっとお尋ねいたします。

それと同時に、接種の年齢制限はございますが、いろんな方が答えがいろいろありますのでお尋ねいたしますが、妊婦、それから特定疾患をお持ちの方、それとか障がい者の方、そういう方も同じようにお知らせが行くのだらうと思いますが、あくまで先生の御判断を得てというようなことになるのでしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 接種券、それから予診票、それから接種の案内、全てサイズとしてはA4サイズになります。それで、窓つきの角形2号といたしまして、大きい封筒ですね。大きい封筒で、今、どれとどれをまとめて送るかを今ちょっと検討中で、特に最初の65歳以上の高齢者の方は、何回も分けて郵便物が届くと分からなくなられる方も多いと思いますので、なるべく1つにまとまるように、基本的には接種券というのを最初に送ることになっているんですけど

も、その後に予約の案内とか予診票を郵送する形にはなるんですけども、なるべくそこをまとめられないとか、日程の具合でまたその辺りは今、協議中でございます。

それから、まず妊婦については、今回のファイザーのワクチンは、妊婦についてはまだ有効性とか安全性が確認されていないということで、対象からは外れております。授乳中の方は対象になりますけれども、妊婦については対象にならなくなっております。

それで、あと基礎疾患のある方とか障がい者の方、それからそういった妊婦の方、それぞれ案内は行きますけれども、あとは先ほど申し上げたように、特に主治医の先生方、かかりつけの先生の御判断とか、日頃から診ていただいている先生方の判断を仰ぎたいという方については、なるべくかかりつけの先生、医療機関のほうで個別に接種ができるように、その辺りを今、医師会のほうと調整をしております。いろいろ御相談がある方が集団接種の会場に来られると、なかなか自分のかかりつけの先生ではないので、日頃の体の状態を分かっておられないので——ほかの先生ではですね、その辺り、なるべくそういうふうにできるように検討を行っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 時間過ぎてますので、簡潔です。1点だけ。

今、議論している予防費の13節委託料の一番下に新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料が729万6,000円計上されております。というよりか、もう専決処分されております。そこで、議案第11号の、後で議題になります補正予算を見ますとね、同じ保健衛生費の予防費で、同じ名目で2,133万円の会場設営費用が計上されております。これはどういうことなんでしょうかね。これで足りないといっても、倍以上の金額が計上されておりますので、どういうことか説明願います。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 会場設営の委託料については、この専決の補正予算のほうでは、なかなか接種の日程がまだ未確定の段階でございましたので、土曜、日曜の接種を行うことを前提にこういった予算を組んでおったんですけども、その後、医師会との協議の中で、平日もやろうということになって、さらに木曜日も平日の2日も追加するというので、接種日程が増えております。それから、人件費についてもその後の検討で増えておりますので、その辺り。

それから最初は土曜、日曜連続して会場設置をすることにしておりましたが、最終的には土曜日に設置した分は1回撤去をして、また日曜日は新たに設置をしていただいて、なかなかそうしないと夜間の会場の使用にも支障が出るようでございますので、平日が終わりましたら、また撤去して、また新たに次の日にはつくるということで、その辺りの経費がまた新たに加わったということでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。11時より再開します。

午前10時48分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（中野 義信君） 時間になりましたので、再開いたします。

ここで、保健課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 先ほどの上野議員からの質問の私の答弁、間違いがございましたので訂正をさせていただきます。

妊婦は対象外というふうに申し上げましたけれども、今回のワクチン接種は16歳以上の方が対象で、16歳以上の方については、今回のワクチン接種は予防接種法の臨時接種に位置づけられますので、16歳以上の方については努力義務が課されて、市町村も接種勧奨を行う必要がございますけれども、妊婦については、その努力義務の適用から除外されているということで、我々のほうも接種勧奨もその方々にはしないということで、ただ、ワクチン接種の対象外ではございませんので、主治医の先生と御相談されて接種をすることは可能でございます。

.....  
**日程第8. 議案第2号**

○議長（中野 義信君） 日程第8、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） おはようございます。市民生活課、白石でございます。よろしくをお願いします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第2号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和3年2月12日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。改正理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月13日から施行されたことに伴い、同日付でうきは市国民健康保険条例の一部を改正する専決処分をさせていただいたものでございます。

併せて、新旧対照表は1ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、うきは市国民健康保険条例において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について規定をしております。条例では、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定を引用して新型コロナウイルス感染症を定義しておりますが、今般の特措法の改正により、当該引用箇所が削除されたことから、条例中の用語の整理を行うものでございます。

条例の附則第4条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」という定義だったものが、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。施行は特措法の施行日であります令和3年2月13日でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 専決ですので、大体読めば分かるんですけども、この今、変

異種が感染力が高いということで言われておりますが、その変異種の場合はどうなるのか。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 変異種についても対象になるということで、国のほうから通知はいただいております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ教えていただきたいと思います。

これはコロナにかかられたときの傷病手当ということで、うきは市内も実際に発生者、コロナにかかられた人がおられましたけど、この手当に該当する人がいたのかいなかったのか。もしくは、該当しても知らなかった場合はどうなるのか。市のほうからお知らせするのか。そういったところを教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 手当に該当する方、申請は今のところございません。知らなかったかどうかという部分はなかなか難しいところで、私どももどなたが感染したというのは知りませんので、いろんな広報とかホームページとかを通じてお知らせをしておるところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

専決を2月13日にされておりますが、これ、専決にせずこの3月の定例会にかけた場合との違いはどのようなことが起きたのか。あるいは起きることが予想されたのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 先ほど説明の中で申し上げましたように、特措法が2月13日からの施行となっております。特措法の中に、この条例にうたっている根拠となる条文がありました。それがなくなったことによるものですので、2月13日までには変えなくてはいけないということで専決処分をさせていただいたところでございます。もしこれが遅れますと、根拠がなのままの条例が1か月間ぐらいですね、続くことになったかと思っておりますので、やはりこれは13日までにしておくべきだということで専決処分をさせていただいたところです。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この条例にありましては期間がありますからですね、附則ですから、1年半やったですかね、そういったことで仮に自分がかかったとき、家から出られんように隔離じゃないけど制限をかけられるんですよ。そういった人たちが仮に該当しちよるとに、こういった条例があるかないかも分からんなですね、となるといかんとやなかろうか。何のための条

例なのかということで、そういったのは何か手だてを考えていただきたいと、お知らせできるようなですね。これは、そういった方々に対する手当てのための条例ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 周知については、今後も十分やっていきたいというふうに思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は承認することに決しました。

---

### 日程第9 議案第4号

○議長（中野 義信君） 日程第9、議案第4号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） それでは、補正予算書の57ページをお願いいたします。

議案第4号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,455万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億616万8,000円とす

る。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、63ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額479万2,000円の増額補正でございます。節ごとの内訳については記載のとおりでございますが、いずれも実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金でございます。補正額1,297万5,000円の増額補正です。これは主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税の国保税の減免に対する国からの補填が主なものとなっております。

それから、2目社会保障・税番号システム整備費補助金93万8,000円の減額でございます。こちらは歳出のほうで出てまいりますけれども、1款1項1目13節に出てきますが、そちらの減によるものでございます。マイナンバー関係のシステム改修費の減によるものでございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、内訳として、1節普通交付金1億8,386万円の減です。これは医療費相当分となります。実績見込みにより減額するものです。それから、2節特別交付金97万円の減額です。これにつきましても、実績見込みによる減となります。

続きまして、6款1項1目一般会計繰入金、補正額1,231万8,000円の減額です。一般会計からの繰出金の減によるものでございます。内訳としましては、保険基盤安定負担金や人件費、それから財政安定化支援事業が減となったことによる繰入金の減でございます。

それから、8款3項1目一般被保険者第三者納付金、補正額271万3,000円の減額です。実績見込みによる減額となります。

その下の3目一般被保険者返納金152万7,000円の減額です。これにつきましても、実績見込みによる減額となります。

続きまして68ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額140万8,000円の減額です。内訳は13節委託料です。先ほど歳入のほうで申し上げましたけれども、国保システムの改修委託となっております。マイナンバーとの情報連携を行うための改修分が減額となったことによる減となります。

それから2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1億7,060万円の減額です。これは現物給付の分の医療費ですけれども、実績見込みにより減額するものです。

それから、3目一般被保険者療養費、これは柔道整復などの療養費になりますけれども、こちら

も実績見込みにより減少となるものです。

それから、5目審査支払手数料についてです。こちら40万円の減額となります。実績見込みにより減額するものでございます。

それから、2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額1,360万円の減額です。これも高額療養費実績見込みにより減額するものです。

それから、3款1項1目一般被保険者医療給付費分、これは納付金になります。これは補正額はゼロなんですけども、特別調整交付金が減額になったことによる財源組替でございます。

続きまして、9款1項1目予備費、補正額534万9,000円の増額です。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 歳入と歳出について、それぞれちょっとお尋ねしたい。

減額の理由等について、実績見込みという説明がありました。ありましたけれど、当初の予算との関係でも、その内訳があるかと思います。例えば、66ページのところで一般会計繰入金で1,200万円減額ですけれども、これの内訳が先ほどお話しもあつたと思うんですけども、ちょっと項目だけおっしゃってたんですけども、その内訳というのが資料として出せるかどうか。歳入及び歳出全体で、予算管理表というのがたしかあつたと思いますけれども、その中には明細が出せると思いますので、資料として出せるかどうか確認したいと思います。理由は、多分、受診件数の減少というのがあると思うんですね。それが、どういう項目でどういう減少があつたのかということ、改めて確認したいと思いますので、ぜひお願いをしたいというのが1点目。

それから、64ページのところで災害臨時特例補助金というのがありまして、これは当初予算が1,000円ということが1,297万5,000円ということで、これは東日本大震災の関係の減免措置だろうというふうに思うんですけども、対象となる方がうきは市におられたという、転入されたのかどうかということで、差し支えなければ何家族がいるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 資料についてですけれども、例えば一般会計繰入金であれば、保険基盤安定負担金が幾ら減になったのか、そういうことでよろしいですか。それは出せますので、後で出したいと思います。

それから災害臨時特例補助金ですけれども、議員おっしゃるとおり、東日本大震災の被災され

た方に対しての分なんですけれども、現在もともと一世帯だったんですけど、今、分かれて二世帯となっております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 68ページの国保システム改修委託料とありますが、マイナンバーとの関連ということでありましたが、今後、これをしたら保険証の代わりにマイナンバーを出せば有効になるのかなというのをちょっと思いましたので、お尋ねします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 3月からマイナンバーカードを持っていることで、保険証の代わりになるということでシステム改修のほうも進めております。徐々に使えるようになっていく、まだ医療機関のほうは体制整ってない部分がありますけれども、徐々に体制は整ってくるものと思っております。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） そこで、マイナンバーカードの普及率ですね。これが現時点でのくらいなのか。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、2月末で20%を超えておった、20.5ぐらいだったと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 63ページで医療費給付の滞納繰越しが702万5,000円、そして、後期高齢者が151万6,000円、介護納付金が104万6,000円とありますが、この原因と、どのような取組がなされているのか、お尋ねいたします。その結果、昨年度と比べて増減があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 滞納繰越分が今回の補正で増額となっております。徴収対策室のほうは保険税の徴収を行っておりますけれども、かなり徴収対策室の頑張りによって徴収率が予測よりも、見込みよりも上がったということになっております。（「原因と対応……」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 原因というのは、ちょっとよく分からないんですけども、見込みは毎年何パーセントを目標にということで見込んでおります。頑張ったからというのが原因なのかなと思うんですけども、徴収対策室が取組を強化したものというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 保険給付金がかなり減額されてるということで、これはコロナと関係があるのか。なかなか病院に行く人が減ったもので、毎年大体給付金って増えよるような、と思ってたんですけど、今回は大幅に減ってきております。これはコロナによるものと分析されているのか。そうした場合、今度は病院に行かんようになって、死亡が増えてきたやらというのがないのか。そういった関連性は何か調査しているか、伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 療養費、医療費については、令和2年度についてはやはりかなり低かったと考えております。特に5月診療とか、緊急事態宣言が発せられていた期間については少なかったというふうに認識をしております。ですので、今回これはコロナの影響による受診控えの影響は多分にあるというふうに考えております。ただ、これによって高齢者の死亡数が増えたかどうかというのは、ちょっと今、資料がございませんので、お答えができません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

---

### 日程第10、議案第5号

○議長（中野 義信君） 日程第10、議案第5号令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 補正予算書の73ページをお願いいたします。

議案第5号令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ712万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,420万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、79ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額1,246万8,000円の増額補正です。内容は、現年度特別徴収保険料でございます。後期高齢者医療広域連合資料により概算で計上しておりました。実績見込みにより増額するものでございます。

続いて、2目普通徴収保険料、補正額464万円の減額です。内訳としては、1節現年度普通徴収保険料が507万2,000円の減額です。これも実績見込みにより減額するものでございます。それからその下、2節滞納繰越分普通徴収保険料43万2,000円の増額です。実績見込みにより、こちらは増額するものでございます。

次のページ、3款1項1目一般会計繰入金、補正額1,495万6,000円の減額です。一般会計からの繰出金の減による繰入れの減ということになります。保険基盤安定分や事務費負担分などが減額になったことによるものでございます。

それから、歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額562万6,000円の減額です。広域連合へ支払うべき納付金となります。主な要因としては、保険基盤安定分が減額となったことによるものが主なものでございます。

それから、4款1項1目予備費、補正額150万2,000円の減額です。歳入歳出の財源調整でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） すみません。さっき国保のところで申し上げたように、予算管理の内訳があるかと思えます。今、おっしゃってところは理解しますが、項目別にまた資料を提出いただければありがたいと思えます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 国保の分と併せて提出させていただきます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

---

### 日程第11. 議案第6号

○議長（中野 義信君） 日程第11、議案第6号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の83ページをお願いいたします。

議案第6号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,825万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和3年3月5日提出。うきは市長高

木典雄。

それでは、御説明をさせていただきます。まずは歳入からの御説明をさせていただきますので、91ページをお願いいたします。

2款1項1目1節利子及び配当金に63万3,000円の増額補正を計上いたしております。これは運用基金の買換えによる利益を計上させていただいております。

次に92ページをお願いいたします。次のページでございます。

歳出の1款2項1目25節積立金に歳入と同じく63万3,000円の増額補正を計上いたしております。これは先ほどの利益を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、戻りまして87ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」でございます。

1款1項一般管理費、トイレ整備工事等1,659万9,000円でございます。これは議会のほうで承認をいただいております自動車学校トイレ整備工事が、本年度中での完成が見込めないということになりましたので、来年度に繰り越すものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 高木校長、1点だけお尋ねをします。

今のトイレ改修の繰越明許、これは、9月の補正で可決成立しています。コロナの関係等々、いろいろあるんでしょうけど、トイレの問題。9月ですから、3月まで相当期間があるので、この程度のトイレ改修がそんなに時間を要するものかどうか、実情をお聞かせください。

以上です。

○議長（中野 義信君） 自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 御指摘の、ちょっと時間がかかり過ぎではないかというところですが、今現在、設計が上がってきた状態で、まだちょっと折り合いがつかず、少しでもよいものという形で便器等の話合いを行っているところでありましてけれども、もう設計は上がってきておりますので、ここからまだ工事という形のどこまでしか進んでいないというのが現状でございます。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 金額にはあまり関係ありませんがね、高木管理者にお伺いするか、どなたか分かりませんがね。最近、多目的トイレ、これは誰でも入っていいという感じでここ10年来使っております。本年度の2月やったかな。これ、名称変更の指摘が出ております。それで、特に自動車学校関係は外部からのお客さんがいっぱいおらっしゃると思いますがね、これ、例えばコミュニティセンターも結構あちらこちらでやっていますし、学校関係もやっています。例

えば、公共物の建物の中にこういうバリアフリー化、正式名はバリアフリースイールに変えなさいという名目が出ております。それでこれは、通常は、普通は身障者の方とかが入るようになったけど、今現状は誰でも使っていいというふうになったけど、また改めて設計の変更になっております。例えば、幅員も90センチ以上、車椅子が確実に入るように、そういう指摘も出ております。それで、これはですね、執行部の方、お願いしますが、一応全ての公共物を調べていただいて、例えば多目的とかという名前が入るとなれば消してもらって、バリアフリーというふう書き換えないかとなります。それで、自動車学校は今からやるとなれば、その点は特に設計屋さんと話してもらって、ちょっとそれ、どなたか知ってますなら御回答いただきたいが。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 名称が変わったということ、私も申し訳ありません。存じておりませんので、その辺の内容も確認した上で、公共施設については確認作業をしまいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 例えば、名称を変えるときに、内容文までつけて貼っていただくと助かります。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

## 日程第12. 議案第7号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第7号令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。よろしくお願いいたします。

補正予算書の93ページ目をお開きください。

議案第7号令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第3款資本的収入、補正予定額マイナス5,611万6,000円、計10億4,978万4,000円。第1項企業債、補正予定額マイナス5,611万6,000円、計10億4,478万4,000円。

続きまして支出の部、第4款資本的支出、補正予定額マイナス5,611万6,000円、計10億5,004万6,000円。第1項建設改良費、補正予定額マイナス5,611万6,000円、計10億4,482万5,000円。

第3条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ74万8,000円及び1,039万円である。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

第3条の特例的収入及び支出につきましては、公営企業会計法適用の日の前日以前に発生した債権または債務に係る未収金または未払金があるときは、予算に別条を設けて、特例的収入及び支出として処理するというのが判明しましたので、今回、新たに第3条として追加したものでございます。また、この処理につきましては、地方公営企業法適用の初年度のみの掲載となりますので、今年度のみの掲載という形になります。

続きまして、94ページ目をお開きください。

令和2年度うきは市簡易水道事業会計補正予算実施計画でございます。

資本的収入及び支出の収入の部、3款1項1目建設改良企業債、補正額マイナス5,611万6,000円、計10億4,478万4,000円。

支出の部、4款1項1目施設改良費、補正額マイナス5,611万6,000円、計10億4,482万5,000円。内容といたしましては、小石原川ダム建設事業の負担金でございますが、当初概算払いで計上しておりましたところ、一時支払い分の負担額が確定しました結果、5,611万6,000円の減額というところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 理解しました。この補正額の5,611万6,000円、これは概算払いの段階と、これが精算されるということになりますが、この5,600万円という数字の誤差。当初の予定より、その辺はどうお思いですか。その辺を。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 水資源対策室、吉松でございます。この部分につきましては、ダム費の減額でございますので、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

去る2月5日の全員協議会の際に御説明しましたとおり、当初、水資源機構からこれぐらいの金額だということで金額の提示がございましたので、それに伴いまして予算化させていただいたところでございますけれども、最終的には概算払いで早急に5月に支払いしたということもございます。それによりまして、経過利息が安かったということもございます。

それから、常々水資源機構につきましては、建設事業の工事費の縮減ですとか、いろんな効率化で経費節減を行っております。そういった効果が今回、生まれたものと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほど、室長のほうから5月に概算払いをしていたということですが、今回、先ほど説明があつたんですけど、ページを開くことをしてたんで、あれしてたんですが、今回、確定したのは、いつこの5,611万6,000円が確定したのか教えていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） これも2月5日の全員協議会の際に御説明差し上げましたとおり、途中で豪雨による災害がございまして、災害発生ということでその災害復旧の工事を行っております。それで、これらの経費を含めまして、最終的にうきは市へ費用の負担の総額が提示されたのが、2月の全員協議会の少し前だったと記憶しております。ちょっと日にちについては明確でございませんが、以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第8号

○議長（中野 義信君） 日程第13、議案第8号令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 補正予算書の95ページ目をお開きください。

議案第8号令和2年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

第2条、補正予算（第2号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額5億8,530万8,000円は、引継金1億6,612万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,421万円、当該年度分損益勘定留保資金3億6,497万8,000円で補てんするものとする」に改める。

第3条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,950万6,000円及び7,583万6,000円である。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

第2条につきましては、不足額を補填する内訳の金額が変わるものでございまして、総額のほうは変わってございません。

第3条の特例的収入及び支出につきましては、簡易水道事業会計で説明したものと同一理由で、第3条として追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第17号

○議長（中野 義信君） 日程第14、議案第17号字の区域の変更についてを議題とします。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第17号字の区域の変更について。

本市内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

9ページをお願いいたします。字の区域の変更調書。

1、次の区域を浮羽町妹川字下荒田に編入する。

浮羽町妹川、旧字、東多々羅、新字、下荒田。地番、922の1の一部、923の一部、925の1の一部。これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部。

2、次の区域を浮羽町妹川字中持木に編入する。

浮羽町妹川、旧字、落合田、新字、中持木。地番、1085の4の一部、1085の7の一部、1086の1、1087。これらの区域に隣接する道路である公有地の全部。

3、次の区域を浮羽町妹川字上柳迫に編入する。

浮羽町妹川、旧字、中柳迫、新字、上柳迫。地番、1670の1、1670の2、1672の一部。これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部。

4、次の区域を浮羽町妹川字中柳迫に編入する。

浮羽町妹川、旧字、上柳迫、新字、中柳迫。地番、1667の1の一部。これらの区域に隣接する道路である公有地の全部。

5、次の区域を浮羽町妹川字八瀬田に編入する。

浮羽町妹川、旧字、清水元、新字、八瀬田。地番、1758から1760までの各一部。これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部。

6、次の区域を浮羽町妹川字日岸園に編入する。

浮羽町妹川、旧字、嘩舌、新字、日岸園。地番、1402の1。

本日お配りしております図面のほうを御覧いただきたいと思います。この件につきましては、県営農村総合整備事業、平成21年度から実施をいたしました妹川持木地区12.2ヘクタールの圃場整備が完了いたしましたので、その換地処分を進めるに当たり、字の区域の変更を行うものでございます。1ページが持木地区の④、⑤、⑥区域でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。2ページの緑の線が旧の字境界になります。赤い線が新しい字境界になります。議案書9ページの変更調書の1及び5の箇所になります。内容については、御覧をいただきたいと思います。

めくっていただきまして、3ページでございます。3ページにつきましても同様に、緑の線が旧の字界で、赤い線が新しい字界となります。変更調書の2、3及び4の箇所になります。

最後の4ページでございます。こちらにつきましては、1402の1の一筆だけが字嘩舌となっておりますので、日岸園に編入するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、鑑水議員。

○議員（6番 鑑水 英一君） このB地点で住宅が囲んでありますが、住宅も関連するんですかね。住宅は入ってないんですかね、これは。ちょっとお伺いします。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 住宅は入ってないものというふうに認識をしております。

（「まあ、調べといてください」と呼ぶ者あり）はい、承知しました。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、この字の変更って僕、初めてなんですけど、これというのは農業関係だけしか適用されないものか。人の生活空間が明らかにこっちの行政区なのに、地域

によって隣の行政区に入っている。生活自体は違う行政区とコミュニティーを取っているやらと  
いうのは、そげなんととは字変更はできないのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず今回の農業関係につきましては、県営事業の換地処分を進  
める中で、県のほうからこの変更をかけたいということがございましたので、市のほうもこのこ  
とについては問題がないということで今、事務処理を進めているところでございます。一般的に  
は総合計画でありますとか、都市計画でありますとか、そういった中では当然、変更はあり得る  
ものというふうに思っておりますけれども、既存のままの変更というのは、ちょっと私のほうで  
は答えできない分野になりますので、御了解いただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま  
した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は可決することに決し  
ました。

---

#### 日程第15、議案第20号

○議長（中野 義信君） 日程第15、議案第20号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地  
方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。  
議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野です。よろしくお願ひいたします。

議案書は12ページをお開きください。

議案第20号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

提案の理由でございます。

令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置によりまして、福岡県市町村職員退職手当組合に加入をすることになっております。これに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、同組合同約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

福岡県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約でございます。新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。新旧対照表は2ページをお願いいたします。

別表第1第2条関係でございます。こちらは同組合の構成団体を示すものとなっております。田川郡の「下田川清掃施設組合」の次に、「田川地区広域環境衛生施設組合」が加わるようになります。

次に、新旧対照表の3ページでございます。

別表第2第5条関係になります。こちらは同組合の議員の選挙区及び定数でございます。定数に変更はございません。先ほどと同様に、第5区の「下田川清掃施設組合」の次に、「田川地区広域環境衛生施設組合」が加わるということになります。

議案書の13ページに戻っていただいて、附則、この規約は令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は可決することに決しました。

---

**日程第16. 議案第22号**

○議長（中野 義信君） 日程第16、議案第22号うきは市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 議案書の16ページ目をお開きください。

議案第22号うきは市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年3月5日。うきは市長高木典雄。

17ページ目をお開きください。うきは市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。記載しておりますが、詳細については新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の5ページ目をお開きください。

まず、こちらを御説明する前に、今回の条例の改正に当たりましては、全員協議会のほうでも御説明いたしましたが、大きく2点の理由により改正を行うものでございます。

1点目が、令和2年11月25日に道路法等の一部を改正する法律が施行されまして、新たに歩行者利便増進道路というものが道路構造令に追加されたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

2点目が、今回の改正の作業を行う中で、過去に改正すべき部分にちょっと漏れがあったこと及び条例中に記載している文言で不明確なものがあったというところで改正するものでございます。

それではすみません。5ページ目の新旧対照表で1つずつお話ししていきます。

まず、第1条の最初の下線部「道路法第30条第4項」につきましては、現道路法が「第30条第3項」に変わっておりますので、それに併せて修正するものでございます。同条の2つ目の下線部「及び第3条」につきましては、現条例の3条のほうが市道を指すものではないため、今回、削除という形になります。

続きまして、第2条の下線部、道路構造令「第2条第21号」につきましては、現道路構造令のほう「第2条第22号」という形に変わっておりますので、それに併せて修正となります。

第4条の下線部「規則」につきましては、こちらが何の規則を指しているのか不明確というところでございましたので、「道路構造令施行規則第2条」を指しておるため、明確化するために

記載することで修正しております。

6 ページ目をお開きください。

一番上の第5条第7項の下線部「第41条第1項」につきましては、道路構造令に歩行者利便増進道路に関する条文が追加されたことにより、第41条が第42条に条ずれとなったために、それに併せて修正するものでございます。

第9条第4項の「第41条第1項」も同じ内容で、「第42条第1項」に修正するものです。

第24条の下線部「規則」につきましては、こちらも明確でなかったため、こちらが「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」を指しているため、明確化するために記載することで修正しております。

続きまして、第32条の最初の下線部、今回の改正で「自動運行補助施設」というものを追加しておりますが、こちら、今回の道路構造令の改正に伴いまして、この一文が追加されましたので、それに伴い追加するものでございます。

第32条の2つ目の下線部の規則、こちらも明確化するために「令施行規則第3条」ということで記載しております。

第35条の下線部「規則で定めるもの」につきましては、現状、これを指す規則が存在しないため、削除をしております。

7 ページ目をお開きください。

第38条、一番下の下線部「規則で定める」、これにつきましては、道路構造令施行規則第5条を指すので、明確化するために記載しております。

第40条の下線部「、第8条の2」は、現状、本条例に存在していないため削除しております。

第41条第3項の下線部「第41条第1項」は、道路構造令のほうで第41条から第42条に条ずれした関係で修正しております。

その下の第42条の下線部も同様でございます。

続きまして、一番下ですね。第43条、こちらが今回新たに追加として、歩行者利便増進道路として新たに追加というところでございます。この歩行者利便増進道路について説明しますと、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目指すというものでございまして、歩行者の安全性、利便性の向上を図り、快適な生活環境の確保と地域活力の創造に資する道路となるよう推進するべく、歩行者利便増進道路として指定するものということになっております。それに伴いまして、道路構造令のほうでは歩行者の滞留スペースを設けることや、その場所に街灯、ベンチなどの歩行者利便増進施設を設けること、また、その実施に当たっては、道路移動円滑化基準に適合することが定められておりまして、その内容を第43条として今回、追加としております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

3月1日の日が交通安全の日ということで、地元の扇島の信号機のところに指導員と立っていたんですが、その指導員の話によると、目の前の国道なり、北に向かうのは市道になると思いますが、非常に凸凹があると。ここを見ますと、市道の構造の技術基準を改めるということは、多分そういうのがもっとよくなるんだろうと思いますが、この条例のポイントは、ここに書いてある全協で頂いたにぎわいの町——道路とっていいんですかね、そういうことであって、市道そのものの耐久性を向上するとか、排水の構造をよくするとか、そういうことは直接的につながりがあるのでしょうか。もしなければ、そういうのを高めるためには、どのような条例とか基準とかというのがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） すみません、1点だけ御確認させてください。国道なり市道なりのその凸凹というのは、もう老朽化してから、ほげてたりでの凸凹というところなのか、歩道と車道との間の段差があるとか、そういった意味でしょうか。（「両方です」と呼ぶ者あり）両方ですね、分かりました。

まず、今回の条例の改正に伴いましては、歩行者の利便性、歩行者利便性の道路ということで指定することで、例えば、その歩道の中にそこを占有してカフェテラスであったり、そこにベンチを置いたり、そういったものが利活用をメインとしたものの改正の内容になっております。

竹永議員おっしゃられる、歩きにくいと申しますか、そういったところがあるというところにつきましては、通常の市道の条例、それにつきましては、もともとの道路構造令から適用しておりますので、それにつきましては、耐久性の部分につきましては、従来の道路構造令なり、こちらの条例に沿って実施していくような形になります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回の改正で、このほこみち道路ということで、将来的に都市計画も整備されるということで、こういった道路をうきは市として備えていくのか。あるいは、現状が今、指定はここですよというのがあるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 今回、この歩行者利便増進道路というものが、基本的にはやはり歩行者が歩くスペースというものは設けつつ、そういったベンチであったり、カフェテラスであったり、そういったところも使えるということなので、歩道としては大分広がるような形に

なります。現状、それが市道でできるかという、なかなかそういったところはない。

あとは、もしやるとすると、例えば国道だったり、県道だったりというところがあるかと思えます。そういったところは今後の検討にはなるかと思いますが、現状、全国的なやり方としてやられているのが、もともと4車線の道路がありました。片側2車線ずつですね。それを片側1車線ですね、要は2車線に変える。車線を減らすことをして、その分、歩道を広げると。その広がった部分をこの歩行者利便増進道路として使うというような形が結構取られておりますので、現状、それがうきは市のほうでできるかという、なかなかそういったスペースが厳しいところではあります。例えば、210号のバイパスとかですね、そういったところが多少なり広げる余地もあろうかと思えますので、そういったところも検討していくには値するのかなと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） お尋ねします。

車道から歩道になるとこですね、吉井の場合は、ある程度の高さを取っております。それで、あれができた当初、車でちょっと寄っていくのに不便であるというようなことがお店の方から出てありました。大体そこに止めるということは違法なんでしょうけど、ちょっとあれするのですね。この差は、高くなるものでしょうか。それとも、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 基本的には歩車道境界ブロックは、やはり車道と歩道とを区別するために、また歩行者の安全性を図るために、やっぱりそれなりの段差が必要になってくるかと思えます。あとは、その歩道の先にある民地側のほうに乗り入れるスペースが必要だということであれば、そういったところは切り下げてという形にはなろうかと思えますので、その場所、その場所に依じてという形にはなろうかと思えます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 分かりやすう言やあ、旧210号線かな、あそこのいいだ農機から一の瀬に行く道があるですね。あそこがセンターラインを消して、今度、舗装し直したときに、両サイドに白線を入れてしとるばってんか、ああいうことですかね。それで、歩行者優先の道路に白線を入れとるということですかね。

それですね、それはそれでいいんですけど、間違うて運転しよるとか何か知らんばってん、白線の中に、外に出らんごとですね。白線いっぱいに来るとですよ。すると離合が物すごく困難というかな、ぶつかりそうになるとですよ。そりき、あの辺をいきなりポンと描いたじゃのう

して、白線は踏んでもいいというようなこと、市民に知らせてもらわんと、あのスクールゾーンも一緒ですけど、意外とスクールゾーンの何というかな、あのカラーの部分にタイヤを乗り入れて、あの内側を来るとですよ。道幅が十分あるならいいばってんか、道幅がもう、大体スクールゾーンまで通ったところで離合するごとなつとるきですね、そこら辺の広報というかな、市民に周知をお願いしときます。何回もあるとですよ、私、通りよって。もう、大概止まって待ってますので。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 伊藤議員、おっしゃられる一の瀬のほうに行く道路ですね。もともと2車線あったものを補修してから、センターラインを消したような形になっております。実際、大体そういった区画線を引き直して、センターラインを消すような道が、結構スピードを出して通られる車というのが多いところ。そういったところを最近ではスピードをわざと落とさせるために、センターラインを消してというところをやったりするのが結構多くございます。そういったところもございまして、その道路につきましては、センターラインを消したような形になっているのではないかと考えております。

あと、白線ぎりぎりのところで通るといことで、なかなか離合もしづらいというところなんだろうと思いますが、そういったところは引き続き、所管が警察のほうにもなったりするかと思いますので、警察のほうとも相談しながら実施していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それじゃあ、ちょっと村岡課長の説明を聞きながら、法制のこのについて1つ確認と今後のお願いをしたいと思いますので、総務課長に答弁をいただくようになると思うんですけど。

今、私たちは例規集も手元にありません。この議会前のチェックというのは、うきはのホームページで照合するしかありませんが、これはいつ、改正分が、いつ入れ替わっているのかも定かでもありません。前もまだ変わってないというチェックもありましたので、それが1つと。

これだけデジタル化も進んで、今から急速に進むと思います。それで、多分これも従前のまま放置しとった文言がある修正もあると思うんですよ。ただ、文言だけならいいけども、これがいろんな規制に感じたりといことで、いろいろ問題が市民に出るといことはあってはならないことです。

申し上げたいのは、全ての、全所管でありますけど、やはり自分のとこの条例、いろんな条例以下、要綱に至るまでですね、やっぱりその辺を計画的にも現法律との整合、そういうものをきちっとしておかないと、まだいっぱいその辺の、十分確認できてない、そのまま放置していると

というような条例等々、規程等があるというふうに思いますので、その辺は大変でしょうけど、一定の時期に再確認をしないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、発言をさせていただいたところでございますので、ひとつ総務課長なり市長公室長なり、お願いします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 今回、道路法等の改正に伴いまして、この条例を改正するに当たって、それ以外の部分で改正漏れがあったということが分かった次第です。これは本当に大変申し訳ないことだと思っております。なかなか一度に条例を見直すということは厳しい面がありますけれども、各課、こういったことがあったということを周知した上で、条例改正等の漏れがないように今後も指導を徹底してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決することに決しました。

---

### 日程第17. 発議第1号

○議長（中野 義信君） 日程第17、発議第1号市長の専決事項の指定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 発議第1号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。令和3年3月5日提出。  
うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員櫛川正男。賛成者、うきは市議会議員

熊懷和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同竹永茂美、同組坂公明。

記、1、法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額を決定すること及び当該損害賠償に係る和解に関すること。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） ただいま議題となりました、議員提出発議第1号市長の専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は地方自治法第180条第1項の規定により、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは、普通地方団体の長において、これを専決処分することができるかとされております。同規定に基づきまして、今回改めて市長が専決処分することができる事項について指定をするものであります。

現在、市長への専決処分事項の指定に関しましては、平成19年3月27日発議第3号の議決により、法律上、市の義務に属する1件50万円以下の損害賠償額を決定することについて指定をしているところであります。特に近年、軽微な事案を含めた交通事故件数の増加や、近隣市議会の専決処分の事項の指定に関する調査結果を踏まえ、関係者との交渉及び和解、解決が迅速に進められ、効率的に行政運営が図られるよう、今回、指定事項を見直し、法律上、市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額を決定すること及び当該損害賠償に関わる和解に関することを指定するものであります。議員皆様の御賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 櫛川議員にお願いですけど、この話合いの中で、議員の皆さんからありましたけど、この100万円これでいいと。しかし、やっぱりその事案があったら、議員に報告をしてくださいということがありましたですね。それだけ付け加えていただきたいと思つての提案です。

○議長（中野 義信君） 櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 執行部から一定の報告基準、これを設けて、可能な範囲で直近の全員協議会等で報告するとの回答があったところがございますので、今後、注視をしていきたいと思つております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

榊川議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

---

#### 日程第18. 予算特別委員会の設置について

○議長（中野 義信君） 日程第18、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。令和3年度うきは市一般会計予算、令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算及び令和3年度うきは市下水道事業会計の予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

予算特別委員会の委員長に13番、佐藤裕宣議員、副委員長に2番、組坂公明議員を指名して決定します。

---

#### 日程第19. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（中野 義信君） 日程第19、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第9号令和3年度うきは市一般会計予算、議案第13号令和3年度うきは市簡易水道事業会計予算及び議案第14号令和3年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、議案第13号及び議案第14号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

○議長（中野 義信君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月6日から3月7日までは休会とし、3月8日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会いたします。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時25分散会

---